



TUS-UP

帝京科学大学自己点検・評価ニューズレター

2021.1
第6号

認証評価「評価チーム評価報告書案」について ～全ての基準項目を満たし、「改善を要する点」はなし～

学長補佐・事務局長 前田克彦

本学は令和2年度認証評価を受審しています。昨年6月に、日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）に自己点検評価書、エビデンス集（資料編・データ編）等を提出し、それらに基づいて10月に書面質問（約160問）があり回答しました。これらを踏まえて11月5日（木）、6日（金）にオンラインによる評価員5人の評価チーム実地調査が行われ、評価員と大学関係者の基準ごとの面談、学生面談が実施されました。この実地調査を踏まえた「評価チーム評価報告書案」を1月12日（火）に受領し、1月20日（水）の自己点検・評価委員会に報告しました。

これまで自己点検評価、認証評価業務に携わった方々に心からお礼申し上げます。

今号では、評価報告書案の概要について紹介するとともに、小職が今回の書面質問・実地調査を通じて感じたこと、今後の課題や取り組むべき事項について私見を交えて述べてみたい。

1 評価報告書確定までのプロセス

今回の評価報告書案は「評価チーム報告書案」ですので、評価機構の大学評価判定委員会が審議決定する評価結果の判定（「適合」「不適合」）及び六つの基準（「基準1 使命・目的等」、「基準2 学生」、「基準3 教育課程」、「基準4 教員・職員」、「基準5 経営・管理と財務」及び「基準6 内部質保証」）の評価（「基準を満たしている」「基準を満たしていない」）は記載されていません。今後、評価機構は、受審大学と評価チーム・大学評価判定委員会との意見申し立てのプロセスを経て、3月に評価結果を確定し、受審大学に通知するとともに、文科大臣に報告し、ホームページなどで公表することになります。

2 報告書案概要

（1）概要

六つの基準に設けられている具体的な基準項目は23項目です。各基準項目には、必要に応じて〈優れた点〉、〈改善を要する点〉及び〈参考意見〉が付されます。〈改善を要する点〉及び〈参考意見〉のうち「・」の中黒が付されたものは、公表されない学内限りへの意見になります。

基準項目に〈改善を要する点〉があると、当該基準項目は、多くは「基準項目〇—〇を満たしていない」と判定されます。改善を要する程度・状況により例外的な場合などもありますが、ここでは省略します。

報告書案では、全ての基準項目を満たしており、「改善を要する点」の指摘は一つもありませんでした。なお、公表されない学内限りの「参考意見」は9件あり、「優れた点」も2件ありました。

「参考意見」とは、使命・目的及び質保証などに照らして「更なる取組みが望ましい」と判断した事項です。「整備はされているが、あまり機能していない場合」「整備・充実が望ましいが、その対応については大学に判断を委ねる場合」に付されます。「改善を要する点」がなかったことに関しては良かったですが、「参考意見」は少し多かったという印象です。

なお、大学が独自に設定した基準「基準 A 地域社会との共創」については、評価の判定は行われませんので、「概評」のみが示されています。

(2) 「参考意見」(「評価チーム評価報告書案」原文のまま)

①「基準 2. 学生 2-5. 学修環境の整備」

・千住キャンパスのバリアフリー化について、一部未整備な校舎があるため、今後対応が望まれる。

②「基準 2. 学生 2-6. 学生の意見・要望への対応」

・「学生生活満足度調査」のように回収率が非常に低いアンケートがあり、広く学生の意見・要望をくみ上げるためにも工夫をすることが望まれる。

③「基準 3. 教育課程 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定」

・全科目のシラバスにおいて「成績評価方法と基準」の記載はあるものの、一部科目(「健康と生活」等)で試験、レポート、出欠状況などの評価比率について記載のないものがあるので配慮されたい。

④「基準 3. 教育課程 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定」

・生命環境学部生命科学科で、提携校での授業内容をもって卒業研究などの必修科目の単位を認定しており、学修内容についての整合性等、単位認定の厳正な適用について再検討が望まれる。

⑤「基準 4. 教員・職員 4-1. 教学マネジメントの機能性」

・教授会の上部組織に当たる「部局長会」を学則上でも定めておくことが望まれる。

⑥「基準 4. 教員・職員 4-3. 職員の研修」

・人事評価制度は昇級や昇格に直接影響を与えるため、評価者訓練については早急を実施することが望まれる。

⑦「基準 5. 経営・管理と財務 5-2. 理事会の機能」

・令和元(2019)年度の全ての理事会、評議員会で特定の一人が委任状提出者となっていることは、早期の対応が望まれる。

⑧「基準 5. 経営・管理と財務 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック」

・監事の業務執行を支援する体制の充実を期待したい。

⑨「基準 5. 経営・管理と財務 5-5. 会計」

・監事監査に関する規則を早急に作成、整備することが望まれる。

(3) 「優れた点」(「評価チーム評価報告書案」原文のまま)

①「基準 2. 学生 2-5. 学修環境の整備」

○キャンパス内に大学付属の接骨院や動物病院、保育園を整備し、学生の専門的・実践的な実習施設として活用している点は評価できる。

②「基準 6. 内部質保証 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価」

○平成 30(2018)年より「TUS-UP 帝京科学大学自己点検・評価ニューズレター」を発行し、大学での自己点検・評価の状況や教学マネジメント指針などの高等教育における話題等について情報提供・共有を図っていることは評価できる。

(4) 報告書案において、全ての基準項目を満たし、「改善を要する点」の指摘もないことから、評価機構大学評価判定委員会では、六つの基準全ての基準を満たし、「適合」の判定が行われるものと考えています。

3 今後の課題

自己点検評価及び認証評価は、評価のための評価ではなく各大学の改革・改善に資するためのものです。特に認証評価は、他大学の教職員である第三者が本学の教育研究、大学運営の状況の評価（ピアレビュー）しますので、これまで学内では気が付かないことが指摘されます。これらの課題に積極的に取り組んでいくことが本学の教育研究、大学運営の改善充実につながります。今回の自己点検評価、認証評価を通じて様々な課題が明らかになりましたが、今後、優先順位を付け、計画的に取り組んでいく必要があります。以下、今回の経験を踏まえ感じたことをいくつか取り上げます。

(1) 今後の自己点検評価活動

自己点検評価は、本学における教育研究活動等の「改善・改革」に資するために行い、その結果を公表することで、大学という公益法人としての説明責任を果たすために行うものです。自己点検評価は法令上義務になっていますが、どのようなサイクルでどのような方法でどこまで実施するかなどは各大学が自律的に判断することです。これまでとはすると、認証評価の1～2年前に慌てて自己点検評価に取り組み、認証評価が終了すると、その後の取組が停滞するというのが一部の大学の実情です。本学も平成25年度の認証評価受審後は、組織的な自己点検評価が停滞していた時期がありました。

しかしながら、恒常的な内部質保証への取組が求められている今日、今後は継続的に取り組んでいくことが必要不可欠です。その場合、毎年総合的な自己点検評価活動を行うことは、負担が大きく評価疲れになり長続きしません。大上段に構えないで、地道に継続的に取り組むことが肝要です。このため令和3年度は、今回の認証評価などを通じて明らかになった課題を整理し、改善を図ることを考えています。併せて、現行の中期目標・計画が令和3年度に終了することから、その達成状況を点検評価し、次期中期目標・計画を策定しなければなりません。その際は、教職員の皆様の意見を聴きながら策定し、全教職員が共有できるものにしたいものです。そして、中期目標・計画(P)→実施(D)→評価(C)→改善(A)のPDCAサイクルを展開していくことを本学の自己点検評価活動と位置付けたいと考えています。今後の自己点検評価は、教職員が課題や目標を共有しながら進めていくことが肝要です。このためにも次期中期目標・計画の策定に当たっては、教職員の皆様と十分コミュニケーションを図りたいと考えています。

(2) シラバスの充実

今回の参考意見の一つに、一部の科目でシラバスの評価比率の記載が不十分との指摘がありました。本学の「Web シラバス記入要領」の【成績評価方法と基準】(必須)には、「定期試験、小テスト、課題レポート、授業での発表内容など、多様な方法を組み合わせて行うことが推奨されています。複数の項目を組み合わせて評価される場合、各評価比率をパーセント表記で記載をお願いします(合計100%となるようにしてください)。」と示されています。いくつかの科目を見ると、評価比率を記載していない不十分なものがあります。今後改善をお願いします。

また、シラバスは、授業選択ガイドとしての機能、担当教員と受講する学生との契約書としての機能などがあります。半年間又は1年間の学修内容を予め明示することは、学生の主体的な学びへの動機付けになります。本学のシラバスも年々充実されてきていますが、例年3月にバタバタと取りまとめて公表しているのが実情です。非常勤講師の確保・調整など様々な事情はありますが、教務課では学科・センターと連携して、全体的なスケジュールを少し前倒しし、担当教員のシラバス作成のための時間と第三者の記載漏れなどをチェックする時間を十分確保していくことが必要です。

(3) 三つのポリシーに基づく教育の質保証

シラバスには、各学科・専攻が定めるディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーにおける当該科目の位置づけ、関連を記入することになっています。このことにより、一人一人の教員が、それぞれの担当授業がディプロマ・ポリシーにどう結びついて、学生にどういう力を身に付けさせるかを意識し、確認しながら授業を展開することになります。したがって教育の質保証の肝は三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーです。

評価報告書案基準6「内部質保証の機能性」の基準項目において、「自己点検・評価委員会に設置された三つの方針検証専門部会では、一部外部の視点も取り入れて三つのポリシーの一貫性・整合性等検証見直しを進めており、三つのポリシーを起点とした内部質保証への取組みとして今後の成果に期待する。」と記載されています。関係学科の教員のみならず学生の教育、学生支援に関わる全ての教職員が「三つの方針検証専門部会」（座長：釘田教務部長）の動向に関心を持ち、三つのポリシーを共通理解し、教職協働で質の高い教育に取り組むことが望まれます。

今回のコロナ禍で、学生・保護者の教育や学生サービスへの関心・意識が高くなり、大学教育の意義、授業の質、学生支援などの質が問われてきています。受講している授業は授業料に見合ったものなのか、施設利用が制限されているのに施設整備費を満額払わないといけないのか、高い学生納付金を払っているのに学生サービスや職員の対応はそれに見合ったものなのかという疑問や意識を持ちます。

教員のための教育課程になっていないか、ディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程になっているか、学生に身に付けさせるべき力を育成するための教育課程になっているか、科目の構成・科目数はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに照らして適切か、非常勤講師の員数は適切か、学生への教育の視点で非常勤講師を委嘱しているかなどを検証していく必要があります。これらの見直し・改善の起点となるのがディプロマ・ポリシーです。

大学教育の質が一層問われている今日、私たち教職員は、学修者本位の教育実現のために様々な課題に積極果敢に取り組んでいく必要があります。

どうぞよろしくお願いいたします。

編集後記

2018年(平成30年)1月に第1号TUS-UPを刊行して以来、第6号を刊行する運びとなりました。これまで執筆頂いた方々、ご協力・ご支援に感謝申し上げます。

創刊号には、「本学は2020年度、第3期認証評価を受審します。第3期は、内部質保証が重視されており、(中略)内部質保証の取組みを全学的に共有し、教職員個々人がそれぞれ質保証の担い手であることを自覚し、恒常的・継続的に自己点検・評価に取り組んでいただくために、自己点検・評価ニューズレターを刊行することとしました。帝京科学大学(TUS)の質向上(UP)をめざして、「TUS-UP」と名付け年2回程度の刊行を予定しています。」とあります。今読み返すと、だいぶ力が入った表現になっていますが、6号まで刊行できたことをうれしく思います。編集者の総務課藤田さんに感謝します。「TUS-UP」については、今回の評価報告書案で「優れた点」として取り上げられました。今後とも地道に継続的に刊行したいと考えています。編集に当たっては、教育の質向上に参考になる取り組みなど、多くの方々にご執筆頂きたいと考えています。今後ともよろしくお願いいたします。今号に対するコメント、今後取り上げて欲しい内容、ご意見などを是非お願いします。(前田)

帝京科学大学
総務課 企画評価室 企画評価係
(藤田)

〒120-0045
東京都足立区千住桜木2-2-1
(千住キャンパス)

電話番号:03-6910-3520(ダイヤルイン)

FAX 番号:03-6910-3800

<https://www.ntu.ac.jp/index.html>



TUS-UP 第6号

帝京科学大学自己点検・評価ニューズレター

2021年1月発行